

宇都宮病院 介護医療院 入所契約書

利用者： _____ 様

医療法人 至誠堂 宇都宮病院

◆ 介護医療院「重要事項説明書」 ◆

1. 事業者(ご利用施設)の概要

事業者名称	医療法人 至誠堂 宇都宮病院
所在地	佐賀県唐津市厳木町本山386番地1
電話番号	0955-63-2515
FAX番号	0955-63-2313
代表者氏名	院長 宇都宮 至

施設の名称	宇都宮病院 介護医療院
介護保険事業者番号	41B0200011
施設長の氏名	宇都宮 至
施設長の職位	院長
施設長の職種	医師

2. 介護医療院の目的と運営方針

(1) 施設の目的

介護医療院とは、慢性期の医療と介護の必要性がある方や介護度の高い方が、長期療養生活を送られる事を目的とし、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた長期療養・生活施設です。

(2) 運営方針

入所者様が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理のもと、医療・日常生活に必要とされるリハビリテーション・看護・介護を行い、療養生活ができる施設として利用者様に寄り添った医療介護サービスに努めます。

3. 施設の概要

敷地	14, 276, 19㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート造り	
	延床面積	3, 861, 66㎡	
病室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
1人部屋	2室	31. 81㎡	15㎡以上
2人部屋	9室	151. 6㎡	8. 4㎡
4人部屋	8室	275. 6㎡	8. 6㎡

4. 主な設備

設備の種類	3階数	面積(㎡)	特色
機能訓練室	(1)	55. 7	機能訓練
食堂・談話室1	1	99. 65	食事・談話・面会
食堂・談話室2	1	24. 54	食事・談話・面会
一般入浴	(1)	51. 74	展望風呂
機械浴室	1	19. 7	特殊な風呂
厨房	(1)	81. 1	調理
リハビリ室	(1)	191. 8	リハビリ
調剤室	(1)	5. 6	薬の調剤
DI室	(1)	7. 6	薬剤情報管理
応接室	(1)	7. 4	苦情・相談

5. 職員の体制

従業者の職種	人数	従業者の職種	人数
施設長	1	理学療法士	4以上
医師	4以上	作業療法士	2以上
薬剤師	1	言語聴覚士	2以上
管理栄養士	2	臨床検査技師	1
看護職員	21以上	臨床放射線技師	1
介護職員	25以上	介護支援専門員	1以上

6. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付によるサービス

種 類	内 容
施設サービス計画作成	介護支援専門員が、施設サービス計画書を作成し、施設計画に基づいた療養生活を支援します。
医療・看護	医師による医学的管理のもと24時間体制の看護を行います。定期的な診察に併せ、症状に応じ診療を実施しますが、当施設で行うことのできない検査・処置・治療が必要になった場合は、ご家族等の希望により他の医療機関をご紹介します。
機能訓練	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止するよう努めます。
栄養管理及び栄養ケア	栄養状態を判定し、心身の状態の維持・改善を実施していけるよう栄養管理サービスを提供いたします。
入浴・清拭	週2回以上実施します。身体の状態に応じ、入浴ができない場合には清拭での対応となります。
排泄	心身の状況に応じて、適切な排泄支援・介助を行うとともに、排泄の自立の可能性について検討します。
離床・着替え・整容等	入所者様の状態に合わせて、出来る限り離床に配慮し、生活リズムを考え、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	シーツ交換は定期で週1回実施します。その他、必要時に実施いたします。

(2) 介護保険給付以外のサービス

種 類	内 容		
食事	食事時間 朝食 8:30 昼食 12:30 夕食 18:00	1日当たり (1食当たり) (1食当たり) (1食当たり)	1,545円 480円 480円 485円
	* できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 アレルギーや食べられない物がある方は 事前にご相談下さい。		* 世帯の所得により 減免があります。
居住費	多床室	1日当たり	437円
	個室	1日当たり	1,100円
	他の病院入院中の居室料	1日当たり	500円
			* 世帯の所得により 減免があります。
理髪	希望により髪の毛を切って整えます。 * 理容店に依頼し訪問していただくことも可能です。 理容店への依頼はご家族の方よりお願いします。		620円
洗濯	希望により衣類の洗濯を業者委託により行います。	1月	3,520円
病衣	ご自身でパジャマを準備されるか、(株)アメニティとレンタル契約をお願いします。		

* 日常生活品について

その他日常生活に必要な物品(但し、オムツは除きます)につきましては、入所者様の全額負担となっておりますのでご了承下さい。

* 医療について

当施設の医師で対応できる日常的な医療、看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療・その他専門科・歯科等での医療につきましては、他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険対応により別途自己負担をして頂くこととなります。

(3) 施設サービス費(利用料)について

要介護度	1日当たりの入所利用料		短期入所療養介護(ショートステイ)	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
要支援 1	該当なし	該当なし	666円	603円
要支援 2	該当なし	該当なし	827円	741円
要介護 1	833円	721円	894円	778円
要介護 2	943円	832円	1,006円	893円
要介護 3	1,182円	1,070円	1,250円	1,136円
要介護 4	1,283円	1,172円	1,353円	1,240円
要介護 5	1,375円	1,263円	1,446円	1,333円

- * それぞれの利用料に居住費・食費は含まれていません。
- * 上記表示額は1割負担の方です。所得等に応じた法定基準の負担割合で、上記と異なる場合があります。負担額が2割・3割の方は別紙記載の金額になります。

(4) 各種加算について

加算項目	加算費用 (1割負担の金額で表示)	
初期入所診療管理	250円	入所中1回(診療方針の重要変更時2回)
初期加算	30円/日	入所日から30日間について加算
感染対策指導管理	6円/日	感染予防の為の対策実施
経口移行加算	28円/日	(180日まで)経管栄養の方対象
経口維持加算Ⅰ	400円/日	(180日まで)著しい誤嚥が認められる方対象
経口維持加算Ⅱ	100円/日	誤嚥が認められる方対象
低栄養リスク改善加算	300円/日	(180日まで)低栄養状態で改善が必要な方対象
療養食加算	6円/回	(1日につき3回を限度) 短期入所 8円/回
重症皮膚潰瘍管理指導	18円/日	
排泄支援加算	100円/月	(180日まで)排泄介護が必要な改善見込みの方対象
理学療法(Ⅰ)	123円/回	11回目からは 86円/回
作業療法	123円/回	11回目からは 86円/回
短期集中リハビリテーション	240円/日	入所日から3月以内(入所のみ)
リハビリ体制強化加算	35円/回	理学療法実施者のみ
集団コミュニケーション加算	50円/回	
言語聴覚療法	203円/回	11回目からは 142円/回
摂食機能療法	208円/日	
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	6円/日	褥瘡予防の為の対策実施
重度療養管理	125円/日	要介護4・5に限る ショートステイ利用者のみ
退院時指導加算	400円/日	入所のみ
退院時情報提供加算	500円/日	入所のみ
退院前連携加算	500円/日	入所のみ
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	勤続3年以上のしめる職員割合が100分の30以上である
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	入所料で算定した単位数の1000分の47に相当する単位数を加算	
送迎加算	184円/回	ショートステイのみ (要支援は134円/回)
科学的介護推進加算(Ⅱ)	60円/月	ケアの質向上に向けた科学的介護情報システム利活用の加算
理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	33円/月	リハビリ実施に当たる科学的介護情報システム利活用の加算
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	10円/月	褥瘡対策実施に当たる科学的介護情報システム利活用の加算
栄養マネジメント強化加算	11円/日	栄養管理実施に当たる科学的介護情報システム利活用の加算

- * 必要に応じて選択的に対象患者様に加算されます。(全患者様が対象ではありません)

(5) 外泊時に算定するサービス費について

患者様が居宅に外泊をした場合は、1月に6日を限度として所定単位数(施設サービス費)に代えて1日につき362円を算定いたします。但し、外泊などの初日と最終日には算定しません。

(6) 他科受診時に算定するサービス費について

他の病院や診療所での専門的な診療が必要になった場合は、1月に4日を限度として所定の単位数に代えて1日につき362円を算定します。

- * 上記内容についてご不明な点などございましたら、病院職員へおたずね下さい。

医療法人 至誠堂 宇都宮病院
院長 宇都宮 至

◆ 介護医療院入所及び短期入所の方へ ◆

『居住費』『食費』『食事加算』『入所費用』等についてのお知らせ

①入所の居住費・食費にかかる基準費用額について

居住費 1日 437円	食費 1日 1,545円 (1食あたり 朝・昼各480円 夕485円)
-------------	--

②居住費・食費の負担限度額(日額)について

段階	負担限度額の段階の条件	居住費		食費	
		多床室	従来型個室		ショートステイ
第1	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 預貯金等の合計額が1000万円以下	0円	550円	300円	300円
第2	●年金収入等の合計が80万円以下 預貯金等の合計額が650万円以下	430円	550円	390円	600円
第3 ①	●年金収入等の合計が80万円超120万円以下 預貯金等の合計額が550万円以下	430円	1,370円	680円	1,030円
第3 ②	●年金収入等の合計が120万円超 預貯金等の合計額が500万円以下	430円	1,470円	1,420円	1,360円
第4	●上記以外	437円	1,728円	1,545円	1,545円

③高額介護サービス費について

対象者区分	自己負担上限額
課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得 380万円(年収約770万円)～課税所得 690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(令和3年8月1日より)

④食事や栄養管理について

利用者一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケアによって低栄養状態の改善に努めるため、次のような取り組みを進めていきます。

- (1) 経管栄養により食事摂取する方について、経口摂取を進めるための栄養管理(入所のみ)
経口移行食加算 28円/日
- (2) 医師の指示に基づく療養食を提供した場合に評価する (入所及び短期入所)
療養食加算 (入院) 6円/回 (1日につき3回を限度)
短期療養食加算 (短期入所) 8円/回 (1日につき3回を限度)

◆ 介護医療院施設サービス利用契約書 ◆

(契約の目的)

本契約は、介護保険等関係諸法令の定めるところにより、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他のケア及び機能訓練その他の必要な医療を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。

(施設サービス計画)

利用者のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成する際には、担当介護支援専門員が計画又は変更案の段階で、利用者・利用者の家族、又は後見人等立ち会いの上、同計画案を利用者家族に対して説明を交付し、同意を得ることとします。

(施設サービスの内容)

事業者は利用者に対し、利用者のための施設サービス計画(ケアプラン)が作成されるまでの間は、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(利用料)

利用者は事業者からサービスの提供を受けた時は、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

(身体拘束その他の行動制限)

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。

(利用者の解約権)

事業者が介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合又は不正行為を行った場合には、利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、申し入れ時に契約解除になります。

(事業者の解除権)

事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除する事ができます。

1. 利用者が正当な理由なく、利用料その他の事業者に支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。
2. 利用者の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
3. 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺する恐れが極めて大きく、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
4. 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

1. 利用者において、介護療養サービス提供の必要性がなくなったとき。
2. 利用者が死亡したとき。
3. 利用者について他の病院に入院する必要性が生じ、その病院において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
なお、利用者が他の病院に入院した場合、利用者又は家族の希望があれば、原則1ヶ月病床を確保します。但し、その間は居室料(負担金:1日500円)のみいただきます。
4. 利用者について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。

(契約終了後の退所と精算)

1. この契約終了後、利用者はただちに本施設を退所します。
2. 契約期間中に契約が終了した場合、サービス未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者に対し相当額を返還します。
3. この契約の終了により利用者が本施設を退所することになったときは、事業者はあらかじめ利用者の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関若しくは福祉サービス機関等と連携し、利用者の生命・健康に支障ないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密の保持)

1. 事業者及びの職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族または身元引受人の秘密を保持します。
2. 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し利用者、利用者の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
4. 事業者及び事業所の職員は、当院個人情報保護規定を遵守し利用者及び利用者の家族の個人情報に関して無断で使用せず本人・家族の同意を得て使用する事とします。

(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

(サービスに関する苦情処理)

1. 利用者、利用者の後見人、家族または身元引受人は、事業者が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙『重要事項説明書』記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び申し立てることができます。その場合、事業者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者に文書で報告します。
2. 事業者は利用者、利用者の後見人、身元引受人から上の疑問問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

(身元引受人)

1. 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
2. 身元引受人は次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ②契約終了の場合、事業者と連携し利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - ③利用者が死亡した場合は、遺体及び留置品の引き受けその他必要な措置を行うこと。

(契約に定めない事項)

この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の後見人、家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

(第三者による評価の実施状況について)

現在、第三者による評価は実施していません。

(苦情申し立て窓口)

1. 当施設相談窓口

相談窓口	介護医療院責任者	岩本 純子
	介護支援専門員	原 吉和
ご利用時間	8:30 ~ 17:00 * 上記時間以外は、そのほかの職員にお申し出下さい。	
ご利用方法	◎ 電話 0955-63-2515 ◎ 面接対応 ◎ アンケート箱(玄関に設置)	

2. 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

佐賀県国民健康保健団体連合会情報・介護課 介護保険係(介護苦情処理)

電話 0952-26-1477

所在地の住民福祉課、唐津市保健福祉部高齢者支援課 介護業務係

電話 0955-70-0101

◆ 個人情報の利用目的 ◆

『宇都宮病院 介護医療院』では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護医療院内部での利用目的

- 当施設が利用者様に提供する介護医療院サービス
- 介護保険事務
- 介護医療院サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務
 - 1 入退所等の管理
 - 2 会計・経理
 - 3 事故等の報告
 - 4 当該利用者様の介護・医療サービス向上

2. 他事業者等への情報提供を行う目的

- 当施設が利用者様等に提供する介護医療院サービスのうち
 - 1 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携・照会への回答
 - 2 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 3 検体検査業務の委託、その他委託業務
 - 4 ご家族様への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - 1 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 2 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外での利用目的】

1. 当施設の内部での利用に係る利用目的

- 等施設の管理運営業務のうち
 - 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2 当施設において行われる学生の実習へ協力
 - 3 当施設において行われる事例研究

2. 他事業所等への情報提供に係る利用目的

- 当施設の管理運営業務のうち
 - 1 外部監査機関への情報提供
- 利用者様のお名前使用について
 - 1 病室入り口及びベッドサイド等に名札を表示させていただきます
 - 2 呼び出し、呼びかけは入所者のお名前をお呼び致します。

当事業所は、重要事項説明に基づいて、介護医療院施設サービス利用契約の説明を行いました。

令和	年	月	日	
事業者	住所	佐賀県唐津市厳木町本山386番地1号		
	事業者	医療法人 至誠堂		
	代表者	理事長 齋藤 浩記		
	施設名称	宇都宮病院 介護医療院		
	事業所番号	41B0200011		
	説明者	病棟責任者		印
		介護支援専門員		印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護医療院施設サービス利用契約書の説明を受け、内容を確認しました。また、個人情報に基づいて説明を受け、指定の範囲内で使用されることに同意し、貴施設におけるサービスの利用を申し込みます。

令和	年	月	日	
利用者	住所			
	氏名			印
	電話番号			
身元引受人 (ご家族)	住所			
	氏名			印
	電話番号			
	本人との関係	()		
連帯保証人 (ご家族以外の方)	住所			
	氏名			印
	電話番号			
	本人との関係	()		

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、事業者及び利用者は署名・押印のうえ各自1通ずつ所持します。

負担割合 2割 ・ 3割の方の施設サービス費(利用料)

負担割合 2割の施設サービス費(利用料)

要介護度	1日当たりの入所利用料		短期入所療養介護(ショートステイ)	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
要支援 1	該当なし	該当なし	1,332円	1,206円
要支援 2	該当なし	該当なし	1,654円	1,482円
要介護 1	1,666円	1,442円	1,788円	1,556円
要介護 2	1,886円	1,664円	2,012円	1,786円
要介護 3	2,364円	2,140円	2,500円	2,272円
要介護 4	2,566円	2,344円	2,706円	2,480円
要介護 5	2,750円	2,526円	2,892円	2,666円

負担割合 3割の施設サービス費(利用料)

要介護度	1日当たりの入所利用料		短期入所療養介護(ショートステイ)	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
要支援 1	該当なし	該当なし	1,998円	1,809円
要支援 2	該当なし	該当なし	2,481円	2,223円
要介護 1	2,499円	2,163円	2,682円	2,334円
要介護 2	2,829円	2,496円	3,018円	2,679円
要介護 3	3,546円	3,210円	3,750円	3,408円
要介護 4	3,849円	3,516円	4,059円	3,720円
要介護 5	4,125円	3,789円	4,338円	3,999円